

北陸地方整備局との意見交換会（概要）

〈対外活動部会〉

日 時	令和7年11月20日（木） 15：00～17：00
会 場	アートホテル新潟駅前
出席者	北陸地方整備局：加藤企画部長、石田統括防災官、澤山技術調整管理官、 堀内技術開発調整官、田邊環境調整官、大角河川情報管理官、 安達道路情報管理官、吉田技術管理課長、福島建設専門官 高村課長補佐 北 陸 支 部：吉野支部長、小見・中田・新家副支部長、運営委員、監事、 対外活動部会員、総務・技術・広報部会長、事務局長

◆挨拶

【北陸地方整備局：加藤企画部長】

能登半島地震からもうすぐ2年、奥能登豪雨からも1年となり、この間皆様方に多くのご支援ご協力を頂き感謝申し上げます。整備局として、1日も早い復旧・復興を目指し、取り組みを進めているところです。また、近年、全国で災害が頻発化、激甚化し事前防災が大事となっています。インフラの整備管理に必要な予算をしっかりと確保しながら進めていきたい。



本日は、様々な議題の中でも担い手確保のための環境整備が大変大事だと理解しています。加速度的に進んでいる少子化に対し、建設業界全体でしっかりと取り組んで行く必要があり、今年、“北陸けんせつミライ2025”を作成、まずは直轄からいわゆる旧3Kから新4Kに向けた取り組みを進めています。これを自治体や民間にも広がるような取り組みとしてやっていければと思っています。

本日のこの意見交換会において忌憚のない意見を頂戴し、私たちのさらなる取り組みに繋げていきたいと思っています。

【建設コンサルタント協会：吉野支部長】



先ほど加藤企画部長からも言われた我が国の70万人を切る出生数の減少は、中長期を考えると我々の担い手確保が相当厳しいと思っています。そのためには、世の中の多くの皆様に建設産業の有効性をしっかりと認識して頂き、魅力ある産業になることが極めて重要です。ワークライフバランスの確保、生産性の向上は、喫緊の課題、その意味で今日、いろいろな議題を取り上げ提案させて頂きました。

ところで、政府が総合経済対策を21兆円規模で決定するとの報道があります。内容は物価高対策で重要ですが、防災減災国土強化についてはあまり聞こえません。これらの分野もしっかりと対応される内容になることを強く期待しています。建設コンサルタント協会としても建設産業発展のため頑張っていく所存です。

本日の会議が有効な会議、意義ある会議になりますことを心から祈念申し上げます。

◆意見交換

1. 担い手確保・育成のための環境整備

議題1. 業務の平準化

1) 発注時期の分散

(建コン) 北陸地方整備局では、令和元年度より業務の平準化を目的に「年度末・年度当初発注による工期の年度末回避」「年度後半発注・工期を翌年度後半」とする2段階発注、年度当初から業務に着手する早期・早々期発注に取り組んで頂いております。しかし、過去5年の発注実績を見ると、4月発注が非常に多く、2段階発注にはなっていない状況は改善されていません。

業務の平準化・納期の分散の前提として、発注時期の分散は重要と思いますので、R6年度に策定された「業務履行の平準化ガイド」の周知・運用を要望いたします。

(整備局) 平準化の取り組みについては、“北陸けんせつミライ2025”なかでも進めることになっている。業務の公示・提案時期の分散化については、「早期発注」や「早々期発注」を引き続き継続していきます。また、国債制度や繰越制度の適切な活用による年度中旬の発注、翌年度中旬の納期ができるよう2段階発注により4月発注件数の抑制に努めて参ります。事務所へも周知していきます。

2) 納期の分散

(建コン) 北陸地方整備局では、履行期限の平準化を目的に、納期目標は第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%、第4四半期35%以下、3月は15%以下として柔軟な繰り越し対応に取り組んで頂いておりますが、令和6年度の3月納期は、令和5年度に増加した39%から減少はありませんでした。

令和6年度の当初納期と最終納期を比較すると、「繰り越し」の増加(60%)により、「12月以前～2月納期」が減少していますが、3月納期は大幅に増加(38%)しています。繰り越しは、年度末集中の回避には有効で、翌年度の第1四半期に完了している業務が増加傾向ですが、第3四半期以降の納期が6割を占めている状況で、新年度業務との重複により、人員配置やスケジュール管理に支障をきたすことが懸念されます。2月～6月の早期発注業務においても、最終納期は3月に変更されている状況です。

このため、「納期の平準化」の継続的な取り組みを要望いたします。

(整備局) 業務履行期限(納期)の平準化に関する令和6年度の実績として、第4四半期の納期の割合は、目標値の35%以下に対し約60%、令和7年度は約70%。令和7年度の目標値は、4半期毎に設定しており、引き続き、繰越制度も活用しつつ更なる平準化を目指して取り組んでまいります。また、「業務履行の平準化ガイド」を基に契約にあたっての条件明示の徹底、追加業務の指示及びそれに伴う業務履行期限(納期)の延期は行わないなど進捗管理をしっかりとやっていくよう努めてまいります。やむを得ず業務履行期限(納期)を延伸する場合は、3月納期とならないよう繰越を検討するなど事務所等を指導して参ります。

3) 標準履行期間の確保・円滑な業務推進

(建コン) 令和6年度に実施した詳細設計・予備設計業務の当初履行期間の妥当性は、4ヶ月以上不足が約3割など約半数の業務で不足しており、また業務が滞った期間が約4ヶ月～7ヶ月以上の業務は約5割です。当初工期が不足した理由は、「設計変更による業務量増加」が最も多く、次いで「関係機関協議の遅れ」「地質調査・測量成果の遅れ」「測量成果の遅れ」と

なり、前段の設計段階における検討・調整不足や業務発注前準備（関係機関協議、測量・地質等関連調査）の未実施に伴う業務条件の整理不足を要因としたものが多く、業務の滞り、長期化の要因となっております。長期化しやすい繰越し業務は、変更後の履行期間1年～1.5年は28%、1.5年以上は9%となっております。

業務の前提として、業務内容に応じて”業務条件確定までの期間”、”設計履行期間”、”照査期間”を確保した「標準履行期間」の設定と、それに基づく必要履行期間の確保の継続的な取り組みを要望いたします。業務の遅延（納期の延期）は、人員配置や超過勤務時間などの労務管理、受注活動等に影響することから、業務発注時の業務内容の吟味、適切な工期設定、滞ることのない円滑な業務推進が重要です。

(整備局) 業務履行期間の長期化の要因としては、業務履行に必要なデータ取得・収集の遅れや対外協議等により当初に想定し得ない事象により業務履行期限（納期）を延伸し長期の業務履行期間となる場合が多く想定されます。各事業における事業監理を的確に実施し、適正な履行期間を確保するため、条件明示チェックシートによる条件明示を徹底すると共に、事業監理業務等により事業全体のマネジメントを推進し、引き続き事務所等へ周知・指導してまいります。また、繰越し業務の履行期間の長期化については、繰越により工期を延長する場合の納期は、原則、次年度の第2四半期までとし、再度の業務履行期限（納期）の延伸を行わないように指導して参ります。

4) 調査・計画系業務における平準化

(建コン) 調査・計画系業務は、予備設計・詳細設計業務に比べ、4月発注件数が多く、これは年度末における技術提案書作成による労働環境の悪化が懸念されます。当初履行期間は、「適切」が76%と多い一方で、「1～4ヶ月以上不足」も24%あり、また履行期間が不足した理由には設計変更による業務量の増加、当初工期の不足などから納期の変更が必要な案件があります。4月に集中する発注時期の分散、また設計変更や業務条件の遅れにより履行期間が不足した場合には年度繰越しがされないと、納期の3月集中は改善されないものと思われます。調査・計画系業務では、発注者の異動時期となる3月、4月に事務所の北陸地方整備局ヒアリング時期がある場合もあり、発注者の事務効率及び受注者の発注者支援の面から、年度繰り越しが有効な業務も考えられます。一方で、業務によっては、当該年度調査結果を翌年度に本省提出等のため、繰り越しが困難な業務も想定されます。

以上より、調査計画系業務についても、業務の特徴を勘案した上で、できるだけ発注時期及び納期の分散、国債の活用も含めて年度繰り越しの対応など平準化を要望いたします。

(整備局) 『調査・計画系業務』のうち、現地を伴わない業務については、国債制度の活用や繰越制度の適切な活用による発注計画により、第2・3四半期発注・翌年第2・3四半期履行期限（納期）とする2段階発注が有効と考えられますので、統合的な発注手続きの分散化及び平準化に努めて参ります。

議題2. 「業務履行の平準化ガイド」

(建コン) 受注者のみならず発注者の労働環境改善も目的に、令和7年2月28日に「業務の平準化ガイド」が作成されました。周知及び確実な運用を要望いたします。

(整備局) 業務の平準化を進める上で指針となる「業務履行の平準化ガイド」を令和7年2月に発刊した。事務所に引き続き周知していきたい。

議題3. 担い手の確保・育成

(建コン) 建設界全般の課題である担い手の確保・育成は、特に北陸地域は若者の県外流出に歯止めがかかるらず、地域コンサルタントは新卒採用の充足率が低いなど担い手の確保・育成は重要なテーマとなっています。

北陸地方整備局では、入札契約方式や若手技術者表彰、業務のフォローアップなど様々な取り組み（技術者評価の拡充、若手表彰制度、銘板への氏名追記、マンスリーケア）を実施して頂いておりますが、より一層の取り組みの充実（管理技術者の一時的な代行制度）を要望いたします。

(整備局) 若手技術者の育成支援を目的とした「自主的照査併用型総合評価落札方式」や女性、若手技術者を含む多様性を加味した「ダイバーシティ推進型業務委託」を今年度も継続してまいります。また、秀でた若手技術者を表彰する制度「若手技術者賞」を平成27年度に創設し、表彰しているところです。対象は管理(主任)技術者、担当技術者としており、令和7年度からは、優良技術者表彰と同様に加点対象として評価しております。令和5年度は3名、令和6年度は9名、令和7年度は10名となっており、若手・女性技術者の育成を支援するとともに活用を推進してまいります。

主要構造物に設置する銘板については、工事関係技術者と技能者の責任と自覚・社会的貢献意識を高揚し、また将来の維持管理補修の効率化を図るため、主に重要構造物に設置することとしています。業務従事者を含めると、多岐にわたるため、引き続き検討を行って参ります。

マンスリーケアとして、令和3年より北陸地方整備局独自の取り組みとして全ての土木関係コンサルタント業務を対象にマンスリーケア制度を導入し、発注者によるウィークリー・スタンスの実施状況や受注者の業務執行・スケジュール等の状況を毎月1回程度、発注担当課長等が管理技術者にヒアリング形式によりケアする取組みを行い、業務環境の改善や、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めているところです。特に、若手の管理技術者については重点的にフォローすることが本取り組みの趣旨に即しますので、引き続き、本試行が適切に運用されるよう周知して参ります。

「柔軟な管理技術者の一時的な代行制度」としての産休、育休における一時的な代行制度については、試行として早急に取り組めるよう前向きに検討して参ります。

2. 技術力による選定

議題4. 適切な発注方式の選定

(建コン) 地元企業の受注機会の確保、担い手の育成・確保、労働環境改善、品質確保など様々な観点から多種多様な契約方式が運用されております。実際の発注状況をご教示頂けますようお願いいたします。

災害時の緊急対応や地域の実情を十分に把握・反映した品質の高い業務対応には、地域コンサルタントの存続が重要と考えられますので、プロポーザル方式を含めて地域コンサルタントの受注機会の確保を要望いたします。

契約方式の採用にあたっては、斜め象限図のみではなく、不定形業務や難易度、提案型の業務遂行など業務の特徴を踏まえ、プロポーザル方式の採用など適切な発注方式の選定を要望いたします。

(整備局) 発注状況については、配付資料参照。

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、地域要件を「当該県内

(または北陸地方整備局管内)に本店を有すること」として「総合評価落札方式(簡易特別型)」を試行し、指名及び入札段階において、企業及び予定管理技術者の「地域貢献度」及び「地域精通度」を評価しています。更に、令和7年度からは2,500万円以下まで更に拡大して、地元企業の受注機会の創出に努めています。また、地域特性を踏まえた検討を行う業務として、総合評価落札方式及び比較的難易度の高くなないプロポーザル方式において地域要件または地域精通度を加点項目に設定する試行を継続して参ります。

契約方式の採用にあたっては、北陸地方整備局では、「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」に基づき運用しており、業務内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものを標準としているほか、標準的な仕様・歩掛がない(不定形)業務についても、プロポーザル方式発注しております。業務の特徴を踏まえた適切な契約方式となるよう、引き続き事務所等へ周知・指導して参ります。

議題5. 技術提案の簡素化・適切な評価

(建コン) 入札・契約手続き時の受発注者負担軽減のため、年度末手続きの前倒し(分散化)、技術提案書の簡素化などを試行頂いております。入札・契約手続きに関する更なる負担軽減に加え、評価の適切性・課題の検討及び対応(試行)による受発注者のより効率的な運用を要望いたします。

(整備局) プロポーザル方式の技術提案書は、業務に対する理解度(知識)が業務成果の品質に大きく寄与することから、より優れた成果を期待できる提案を求めているところです。簡素化につきまして、具体なご意見をいただきながら検討していかなければと考えております。また、技術提案書のヒアリングにつきまして、令和7年度より技術提案書の提出が1者である場合はヒアリングを実施しないこととしております。

総合評価落札方式における履行確実性調査の簡素化につきまして、他地整の実施状況を参考にしつつ、前向きに取り組んでまいります。

発注業務に係る閲覧資料につきまして、既往業務成果がない業務においては、業務目的の詳細明示及び現地状況・設計条件等の資料を閲覧対象とするなど、引き続き事務所等へ周知・指導して参ります。

総合評価落札方式の技術資料の実施方針についても、評価の観点を明示する等の工夫により記載の効率化を検討してまいります。

業務の発注にあたり、見積参考資料の提示により積算条件を明確化することにより、適切な入札契約手続が行えるよう、引き続き事務所等へ周知・指導して参ります。

3. 品質の確保・向上

議題6. 各種取り組みの状況

(建コン) 「品質の確保・向上」のほか、「担い手の確保・育成のための環境整備」も含めて環境改善に有効な取り組みが進められています。業務管理スケジュール表、ワンデータレスポンス、ウイークリースタンス、条件明示チェックシートなどの取り組み状況や有効性を踏まえそれらの充実を要望いたします。

(整備局) 業務スケジュール管理表は、すべての業務において特記仕様書に記載し、工程管理に取り組んでおります。業務スケジュール管理を更に有効活用するためにも関連業務との連携を明確にした北陸地方整備局版を活用するよう、より一層事務所等に周知してまいります。ウイークリー・スタンスは、ワーク・ライフ・バランスに資する有効な取組と考えております。

す。令和5年度からは「ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打合せはしない）」「イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼はしない）」の項目も追加し推進しているところです。本取り組みを通じて業務環境の改善や、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めているところです。引き続き、本試行が適切に運用されるよう事務所等に周知して参ります。

議題7. ワンデーレスpons

(建コン) 平成23年度から、北陸地方整備局では、業務における課題を速やかに解決し業務の円滑な進捗を図るため、ワンデーレスponsに取り組んでおります。特に業務進捗に重要な課題は、即答できないことも多く、課題の共有はできても課題解決までに時間を要し、業務が滞ることもあります。ワンデーレスponsの運用として、課題の共有のほか、迅速な課題解決、また解決までに時間を要する場合は回答期限を設定するなどにより円滑に業務遂行できますようご対応を要望いたします。

時間を要する課題は、業務スケジュール管理表への明記により受発注者が確認・共有し、円滑な業務実施に努めることが必要です。令和5年度から情報共有システム(ASP)が原則適用となりましたが、打合せ簿の承認遅れ、データを保存しても別途メール送信を求められるなどのケースがあり、システム認知度の向上、ワンデーレスponsの対応を要望します。

(整備局) ワンデーレスponsの取り組みとしては、受注者からの質問・協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するように対応し、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとして、特記仕様書に記載しているところですが、適切な運用が図られるよう、事務所等を指導して参ります。また、情報共有システム(ASP)は引き続き積極的な活用を継続するとともに、打合せ簿の承認遅れやデータ保存後の別途メール送信がないように、管内事務所における認知度向上とワンデーレスponsを意識した適切な運用に努めて参ります。

議題8. 条件明示の徹底による業務遅延の是正

(建コン) 詳細設計業務において、特記仕様書に「条件明示チェックシート(案)の活用」を記載された業務は34%、そのうち提示された業務は約3割です。

予備設計業務では、65%、対象業務は9割が作成されています。詳細設計発注段階で条件整理不足や提示遅延を防止するため、予備設計段階において「条件明示チェックシート(案)の作成」を徹底するとともに関係機関協議に関する情報を明確にし、協議を行い、詳細設計では条件明示チェックシート(案)の提示を徹底して頂けますように要望いたします。

詳細設計において提示される条件明示には、予備設計において作成された状況のまま提示されることもあります。業務条件（特に関係機関協議）の遅れは、業務遅延に繋がり、年度末の業務集中とそれに伴う品質低下要因となりますので、予備設計で作成した条件明示チェックシートにその後の発注者で実施した計画協議の履行状況や、必要な実施協議の情報を記載（更新）するようお願いいたします。 詳細設計段階の条件明示チェックシートは、その他受注業務も含めた工程計画及び円滑な業務推進のため、業務の初期段階に関係機関協議や測量・地質調査など不足事項の有無、その対応と工期変更の必要性に関して受注者が確認し受発注者間で共有頂けますようお願いいたします。

なお、条件明示にあたっては、業務内容に応じて確実な条件明示のための体制「設計業務

の条件明示検討会」の開催・検討をお願いいたします。

(整備局) 受発注者合同現地踏査や設計条件明示チェックシートの実施については、特記仕様書に明示し、取り組みを実施しているところです。引き続き、適切に運用が図れるよう、事務所等との会議や説明会等において周知して参ります。

議題9. 工事・設計の円滑化

(建コン) 設計・工事の円滑化を目的に、設計時に工事業者が関与する「ECI方式」や「設計・工事連携型業務」に取り組まれています。これは、施工計画の手戻り防止や現場に即した仮設計画、難易度の高い工事・設計に関して工事業者の知見を取り込むなど設計・工事の品質向上に加え、設計側にも大変参考になる一方で、工事のスケジュールに左右されるため工程及び配置人員の管理・調整が厳しくなる、また設計の手戻りが大きくなる等の課題があります。

工事着手後には、発注者を介さずに、問い合わせや資料提供、図面の修正を依頼される場合もあり、また現場作業に対応するため深夜・休日出勤が必要な緊急的な依頼がある場合もあります。円滑な工事推進には設計者として十分な責任を持って対応したいと考えておりますが、対応の期間や費用など設計側の環境改善にもご理解頂き、事業のマネジメントを頂けますよう要望いたします。

業務における施工計画は、発注時の参考資料程度のものですが、過度な施工計画を求めるケースがあります。仮設計画においては、任意仮設として設計したもの、工事発注時に指定仮設として扱われるなど認識の不一致が発生するケースがあります。施工計画においては内容に応じた適切な費用変更、任意仮設・指定仮設においては特記仕様書への記載などを要望いたします。

工事連携会議（三者会議）や必要な資料作成、また工事着手後の図面修正等については、随意契約（R7年度は2百万円に増額）の活用を要望いたします。

(整備局) 詳細設計の施工計画や仮設計画に対する受発注者間の認識を合致させるため、特記仕様書等の設計図書へ設計条件や設計内容を明確に記載すると共に、指定仮設を検討する場合は標準歩掛を適用できないため、見積もり等により適切な費用計上を行うよう事務所等を指導して参ります。

事業を継続していくうえで、データ連携が重要であり、「事業監理業務」等のマネジメント業務を活用し事業監理に努めて参ります。なお、データ連携につきましては、本省主導にてプロジェクトCDE（共通データ環境）が議論されているところであり、委員会等の開催状況を注視し情報収集に努めて参ります。

工事連携会議（三者会議）や必要な資料作成、また工事着手後の図面修正等については、既契約業務に追加すること無く、別途随意契約（200万円まで）を締結するよう事務所等を指導してまいります。良く分かるシリーズも周知します。

議題10. 点検業務における課題の改善

(建コン) 橋梁やトンネル、道路附属物、斜面、公園、砂防施設、ダム等の点検業務は、令和6年度に36件発注されています。適正利潤の確保や新技術の活用、安全管理、ひいては扱い手の確保に向けて、資機材・規制車両等の積算単価実態の乖離、データベース登録費用の落札率対象外、熱中症対策、落札率の向上改善を要望いたします。

(整備局) 点検業務で必要となる道路規制の資機材等は、個別に積み上げ可能です。

資機材等の単価につきましては、実勢価格との乖離について調査機関に伝えてまいります。物価資料の適用条件が合わない場合は、見積りや特別調査で対応することも検討したい。調査から積算システムへの反映までのタイムラグはご容赦願います。

熱中症対策費用等の計上については、実態調査において実費用の把握が必要となるため、調査依頼がありましたらご協力をお願いします。

これら案件は全国統一の考え方となることから、要望については本省に伝えてまいります。なお、貴協会におかれましても、機会がございましたら本省にもご要望を伝えていただければと思います。

議題 11. 歩掛り・積算基準の改善

(建コン) 宿泊費や資機材、燃料、交通費など様々なものが値上がりしている状況において、コンサル版スライド条項をはじめ各種経費、設計延長・数量と人工・金額が比例しない工種など実態と合わない歩掛けの改善などは「北陸地方ブロック意見交換会要望と提案」のとおりですが、環境改善に向け早急な検討・対応をお願いいたします。共通仕様書には記載があるものの標準歩掛けのない工種（定型業務）の歩掛け作成、明らかに歩掛けないと合わない項目は見積り対応とするなど柔軟な積算をお願いいたします。

(整備局) 業務において、工事と同様にスライド条項の適用は、全国統一の考え方となることから、要望については引き続き本省に伝えて参ります。

標準歩掛けや諸経費率の改訂には、歩掛け実態調査や諸経費動向調査において実作業との乖離状況を把握する必要があることから、歩掛け実態調査の対象とするように本省に伝えて参ります。また、歩掛けの改訂については、貴協会におかれましても、機会がございましたら本省にもご要望を伝えていただければと思います。

4. DX推進の環境整備

議題 12. DXデータセンターの利用

(建コン) DXデータセンターは、令和5年1月より正式運用が開始され、BIM/CIMは令和5年度より原則適用となっております。今後のDXデータセンターの利用、BIM/CIMの活用方針、また課題について、情報提供をお願いいたします。

(整備局) DXデータセンターの役割は、インフラ分野のDXに関する実証研究システムであり令和4年度から稼働しているところですが、システム不調のため一部機能の利用が停止しております。発注者側仮想PC(VDI)においても利用できない状況となっており、復旧見込みは現在のところ未定と聞いております。また、セキュリティ対策等による停止が断続的に行われており、種々ご迷惑をおかけしております。今後の動向につきましては、整備局においても管理者である国土技術政策総合研究所からのリリース情報を待ちたいところであり、リリース情報を得られましたら情報共有いたします。

受注者希望型は基本的に概略・予備設計において、推奨項目が不要となる場合に設定しております。なお、BIM/CIMの実施方針として、発注者が事業を進める上で抱える課題や効率化等求める内容を受注者に示した上で、実施内容や納品方法について協議し決定することとしていることから、発注者が的確に受注者に示せるよう事務所等へ指導して参ります。

BIM/CIMの原則適用が令和5年から開始となっているところであります。設計から工事・維持管理へのデータ連携は試行錯誤を重ねている状況となります。今後、建設生産・管理システム全体の効率化を図り、受発注者の省人化や生産性向上を目指して参ります。

議題 13. 書類の電子化

(建コン) 令和5年度からコンサルタント業務においても原則適用となった情報共有システム(ASP)の活用により、オンライン電子納品が原則となり、打合せ用など資料の受け渡しも可能となっております。書類の簡素化、電子化、電子契約システムの活用についても鋭意検討・移行が進められていると思いますが、他の地方整備局の事例も参考しながらDX化の推進を要望いたします。

(整備局) 閲覧資料については、電子納品保管管理システムが令和6年8月よりシステム改修対応のため、資料閲覧機能の利用を停止しておりましたが、令和7年10月から利用再開となりました。今後は外部閲覧システムによることとなります。

入札・契約情報の公表について、これまで紙による閲覧に供しておりました内容を、令和6年度分より、インターネットを利用して閲覧する方法（PPI及び北陸地整HP）にて公表を行っており、引き続き適切に対応して参ります。

PPIでの公表について、PPIのサーバ容量等の課題により、プロポーザル選定結果、特定結果等これまで紙による閲覧に供しておりました内容全てをPPIで公表することは、PPIを運用している「JACIC」より、現状不可と伺っており、PPIと北陸地整HPの併用により公表を行っております。

総合評価落札方式の着目点については、他地整での公表状況を参考にして検討して参ります。

電子契約システムでの提出資料のファイルサイズ上限は、ご認識の通り、1ファイル当たり、1MB（最大ファイル数5ファイルまで）となっております。ご要望頂いた容量UPについては、本省へ改良要望してまいりますが、現行においては、ファイル分割や圧縮をされるなどによりご対応お願ひいたします。

身分証明書の様式の統一化については前向きに取り組んで参ります。

オンライン電子納品を行う場合、原則、紙媒体や電子媒体による提出は不要となることや、検査時における紙報告書の廃止等について、受注者の会議・検査等の準備作業の省力化につながるよう事務所に周知・徹底して参ります。

道路関係の電子化については埼玉の事故を踏まえ、本省で現在、道路施設、占用物、路面下空洞、地質等の情報を地図上で重畳表示可能なプラットフォームの構築に向けて検討が進められているところです。電子化前の既設構造物等の資料の電子化については、今後検討して参ります。

治水関係については、国土交通省のDXアクションプランにおける砂防分野のデジタル調査・管理として、膨大な施設台帳や点検記録等あらゆるデータを連携・活用しデータベース化・一元化することで効率化を図ることを目指しているところです。また、施設点検結果等を登録出来る携帯端末アプリ SMARTSABOとの連携を構築中であり、災害発生後に迅速に現地調査・情報共有を行うことで1日も早い災害復旧へ繋げることを目指しております。

配置技術者届け等の住所記載については、他地整の状況等を踏まえて、前向きに取り組んで参ります。

その他意見

「今日、この様な建コンからの要望意見が現場レベル（事務所）でも、認識が一致していることが大事で、その上で対応を考えて頂くことが工事施工業者も含めて魅力ある建設産業

に繋がるのではないか、事業全体をマネジメントする発注者に期待する」との意見がありました。

【会場の模様】

